

しみずマネーポスト使用規定

1. このマネーポストはご本人の当座預金、普通預金へご入金の場合に限り利用でき、必ず当行所定の入金バックを使用してください。
2. バックには現金、小切手等のほかお名前、金額等をご記入の当座預金入金帳または普通預金入金帳と通帳を入れ、必ず鍵をかけたうえ午前9時までにマネーポスト（金庫）にお差入れください。
3. 金庫差入れ後はレシート口よりレシートが出てきますので必ずお持ち帰りください。
4. 午前9時以降及び休日お差入れの分は、それぞれ翌営業日付をもってご入金とします。
5. 当行は保管している副鍵で入金バックを開け、現金、小切手等と同封の当座勘定入金帳又は普通預金入金帳等の記載事項と照合確認して入金処理いたします。
万一ご入金額が入金伝票等に記載されている金額と相違している場合は当行で確認した金額をもってご入金とします。
6. 天災、その他不可抗力によるご損害、差入口扉や入金バックの閉鎖の不完全による事故等すべて当行が内容を確認する前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
7. 差入口扉の鍵、入金バック及びその鍵の保管について充分ご注意を願い、万一喪失または破損した場合は直ちに当行へお届出ください。この場合、再製又は修理の費用はご負担願います。
8. マネーポスト（金庫）が故障した場合、当行はその代替金庫は使用しませんので故障期間中はお預かり致しません。
9. このマネーポストは、第10条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの使用をお断りするものとします。
10. このマネーポストの使用は当行の都合および本条第1項により、いつでも解約することができます。なお解約の際は差入口扉鍵、入金バック及びその鍵を直ちに当行へお返しくください。
 - (1) 次の各号の一にでも該当し、マネーポストの使用を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、使用者に通知することにより解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 使用者が使用契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
11. 差入口扉鍵、入金バック及びその鍵は他に転貸、譲渡することはできません。

12. (1) 月額使用料は当行所定の金額とします。
- (2) 月額使用料は翌月の後払いとし、毎月5日（銀行が休日の場合は、翌営業日）にお客様の指定預金から口座振替の方法によりお支払いください。
- (3) 月額使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の月額使用料は変更日以後最初に継続される契約月から適用します。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、既に納付済の使用料の返戻は致しません。
13. この規定や「マネーポストのご使用方法について」に記載した諸事項をお守りくださらない為に事故、ご損害がありましても当行はその責任を負いません。
14. (規定の変更等)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2024年5月6日現在